

第 10 回教育委員会会議

令和 8 年 8 月 25 日
午 後 3 時 00 分
本庁舎第 11 共通会議室

案 件

議案第55号

大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について

大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について

1 委 嘱

令和8年9月9日付けをもって、大阪市学校適正配置審議会委員を委嘱する。

氏 名	役 職 名	大阪市学校適正配置 審議会規則第2条に よる区分	任期	備考
別紙委員名簿のとおり				

2 説 明

令和8年9月8日付けで任期満了となる委員の後任として、大野裕己氏、桐村豪文氏、久保田萌花氏、小嶋憲子氏、高見享佑氏、福嶋祐貴氏、山本亜紀子氏を新たに委嘱する。臼田利之氏、小西恵美氏、多田龍弘氏、谷田京子氏、徳永加代氏については再委嘱する。

任期については、大阪市学校適正配置審議会規則第3条第1項の規定により、令和8年9月9日から令和10年9月8日までの2年間とする。

大阪市学校適正配置審議会 委員名簿（案）

（50音順）

委員を委嘱する者

太字は新規委嘱

（網掛けは再委嘱）

氏 名	役 職 名	大阪市学校適正配置 審議会規則第2条に よる区分	任期	備考
臼田 利之	大阪経済大学 経済学部 准教授	学識経験のある者	令和8年9月9日 ～ 令和10年9月8日	再委嘱
大野 裕己	大阪教育大学 総合教育系 教授	学識経験のある者		新規 委嘱
桐村 豪文	大阪教育大学 総合教育系 准教授	学識経験のある者		新規 委嘱
久保田 萌花	弁護士	学識経験のある者		新規 委嘱
小嶋 憲子	大阪市社会福祉協議会 副会長	教育委員会が 適当と認める者		新規 委嘱
小西 恵美	大阪市PTA協議会 副会長	教育委員会が 適当と認める者		再委嘱
高見 享佑	大阪教育大学 理数情報教育系 准教授	学識経験のある者		新規 委嘱
多田 龍弘	大阪市地域振興会 副会長	教育委員会が 適当と認める者		再委嘱
谷田 京子	大阪市地域女性団体協議会 副会長	教育委員会が 適当と認める者		再委嘱
徳永 加代	帝塚山大学 客員教授	学識経験のある者		再委嘱
福嶋 祐貴	京都教育大学大学院連合教職 実践研究科 准教授	学識経験のある者		新規 委嘱
山本 亜紀子	大阪市PTA協議会 副会長	教育委員会が 適当と認める者		新規 委嘱

(参考)

任期満了となる者

氏 名	役 職 名	大阪市学校適正配置 審議会規則第2条に よる区分	任期
一本松 三雪	大阪市社会福祉協議会 評議員	教育委員会が 適当と認める者	令和6年9月9日 ～ 令和8年9月8日
大鳥 真寛	もと大阪市PTA協議会 副会長	教育委員会が 適当と認める者	
片山 紀子	京都教育大学 大学院連合教職実践研究科 教授	学識経験のある者	
高坂 佳詩子	弁護士	学識経験のある者	
田中 真秀	大阪教育大学大学院連合教職実践 研究科 准教授	学識経験のある者	
中西 啓喜	桃山学院大学 社会学部社会学科 准教授	学識経験のある者	
山上 直子	産経新聞大阪本社 論説委員	教育委員会が 適当と認める者	
山下 晃一	神戸大学 大学院 人間発達環境学研究科 教授	学識経験のある者	

委員の略歴

○ 大野 裕己（おおの やすき）氏

〈 現職 〉 大阪教育大学 総合教育系 教授

〈 主な略歴 〉

大阪教育大学 教育学部 准教授

兵庫教育大学 大学院学校教育研究科 教授

滋賀大学 教育学系 教授

三田市教育委員会委員

放送大学 客員教授

○ 桐村 豪文（きりむら たかふみ）氏

〈 現職 〉 大阪教育大学 総合教育系 准教授

〈 主な略歴 〉

京都大学 大学院教育学研究科 助教

神戸常盤大学 講師

弘前大学 大学院教育学研究科（教職大学院） 准教授

○ 久保田 萌花（くぼた もえか）氏

〈 現職 〉 弁護士（色川法律事務所）

〈 主な略歴 〉

検事

○ 小嶋 憲子（こじま のりこ）氏

〈 現職 〉 大阪市社会福祉協議会 副会長

〈 主な略歴 〉

大阪市民生委員児童委員協議会 会長

○ 高見 享佑（たかみ きょうすけ）氏

〈 現職 〉 大阪教育大学 理数情報教育系 准教授

〈 主な略歴 〉

大阪府立高等学校 教諭

京都大学 学術情報メディアセンター 特定研究員

文部科学省 国立教育政策研究所 主任研究官

○ 福嶋 祐貴（ふくしま ゆうき）氏

〈 現職 〉 京都教育大学 大学院連合教職実践研究科 准教授

〈 主な略歴 〉

盛岡大学 助教

京都教育大学 講師

○ 山本 亜紀子（やまもと あきこ）氏

〈 現職 〉 大阪市PTA協議会 副会長

〈 主な略歴 〉

玉出小学校PTA副会長

玉出中学校PTA会長

西成区PTA協議会会長

【抜粋】

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭和 28 年 4 月 1 日 条例第 35 号

最近改正 令和 7 年 5 月 29 日 条例第 35 号

（設置）

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
省 略		
教育委員会	大阪市学校適正配置 審議会	小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化 に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての 教育委員会に対する意見の具申に関する事務

（委任）

第 2 条 第 1 条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則（昭和 53 年 5 月 31 日、昭和 53 年 7 月 25 日施行）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附則（令和 4 年 3 月 2 日）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○大阪市学校適正配置審議会規則

昭和53年 7 月27日

(教) 規則第22号

改正 平成25年 3 月29日 (教) 規則第19号

大阪市学校適正配置審議会規則を公布する。

大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条第1項の規定により、大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、25名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日（教）規則第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。